

議案第34号

小松島ステーションパーク設置条例の一部を改正する条例に
ついて

小松島ステーションパーク設置条例(平成5年小松島市条例第15号)
の一部を次のように改正する。

平成26年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島ステーションパーク設置条例の一部を改正する条例

小松島ステーションパーク設置条例（平成5年小松島市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

ステーションパーク使用料

区分	単位		金額	備考
行商，募金その他これに類する行為をする場合	件	日	920円	
興業を行う場合	m ²	日	23円	
競技会，展覧会，音楽会その他これに類する行事を行う場合	m ²	日	23円	

付記 使用料の算出の面積が1平方メートル未満のときは，1平方メートルとする。

附 則

この条例は，平成26年6月1日から施行する。